

守口市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

守口市子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年守口市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条及び第 2 条 略</p> <p>第 3 条 略</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(部会)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 部会に属する委員は、会長が指名する。</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(専門委員)</u></p> <p>第 3 条 <u>子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解職されるものとする。</u></p> <p>第 4 条 略</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(部会)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 部会に属する委員<u>及び専門委員</u>は、会長が指名する。</p>

3及び4 略

第6条 略

第7条 略

3及び4 略

第7条 略

第8条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。